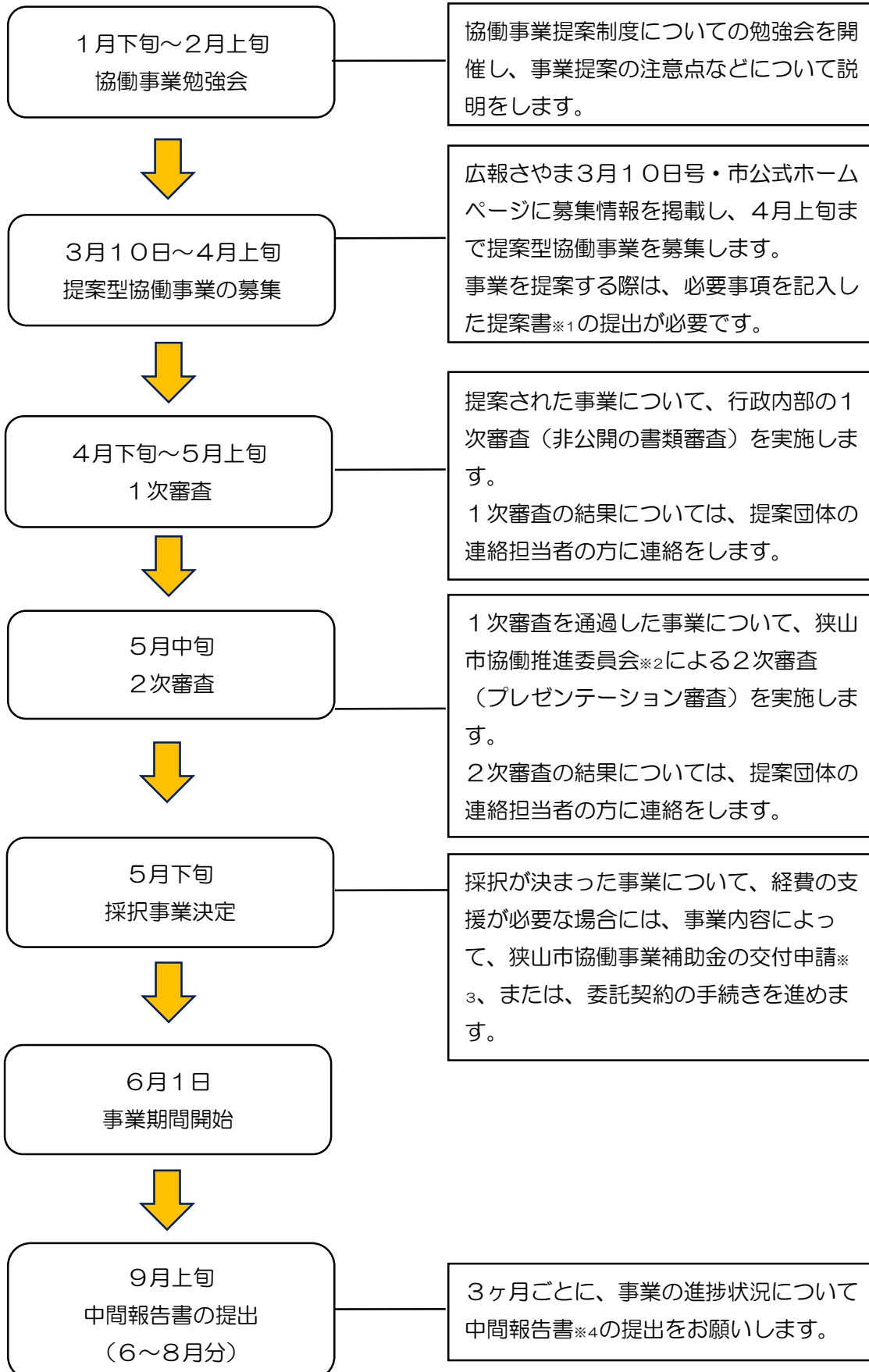
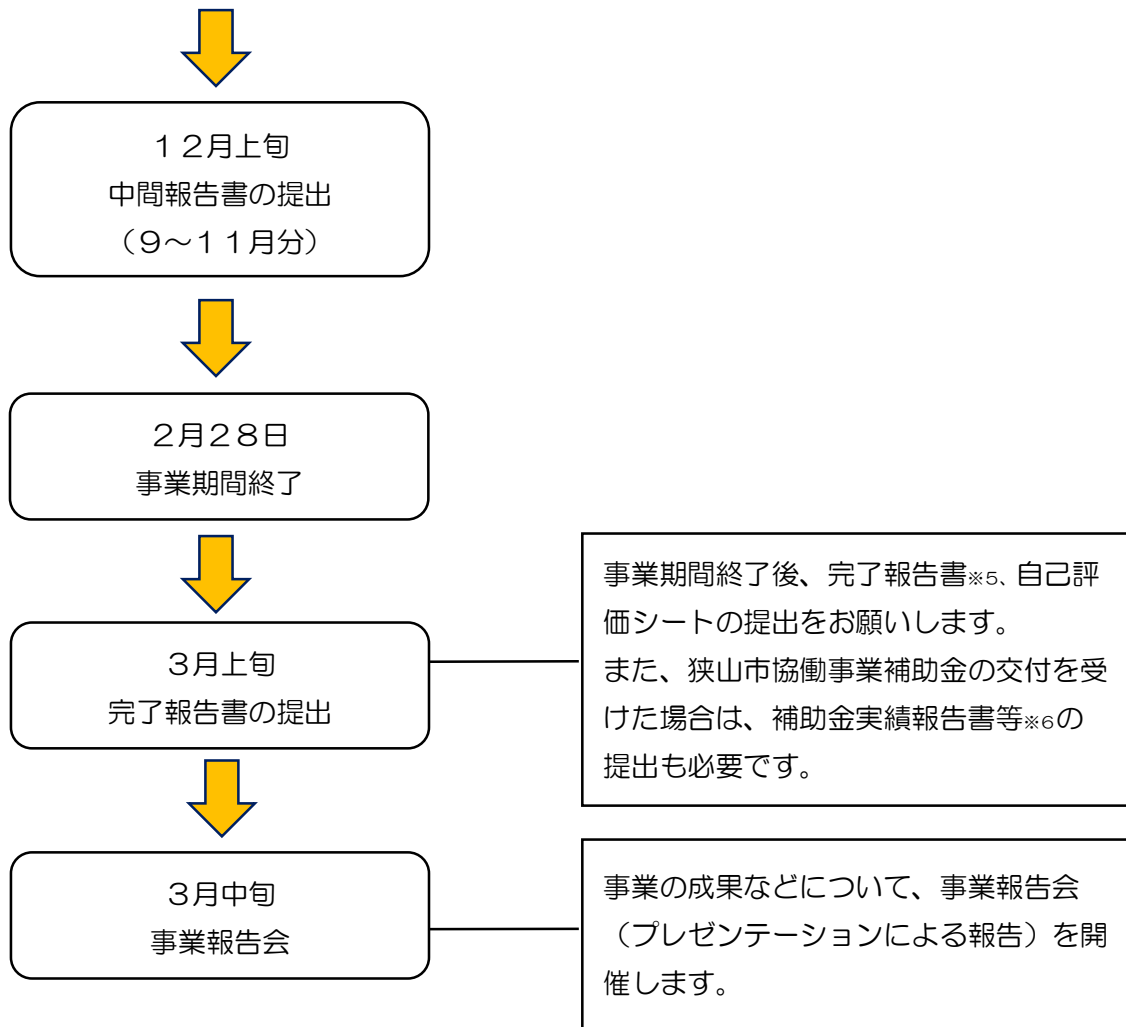


協働事業提案制度（提案型協働事業）年間スケジュール





-
- ※1・・・事業の提案には、①協働事業に関する提案書、②協働事業に関する企画書、③協働事業収支予算書、④協働事業実施スケジュール、⑤協働事業提案団体概要書の提出が必要です
 - ※2・・・協働推進委員会とは、協働を市民の主体的な参画により総合的かつ計画的に推進するため、市民（自治会長、市民活動団体従事者、市内企業関係者など）及び市職員で構成する委員会です
 - ※3・・・狭山市協働事業補助金の交付申請には、①狭山市協働事業補助金交付申請書の提出が必要です
 - ※4・・・中間報告には、提案型協働事業実績報告書の提出が必要です
 - ※5・・・事業期間終了後の完了報告には、①狭山市協働事業完了報告書、②狭山市協働事業収支決算書の提出が必要です
 - ※6・・・事業期間終了後の補助金の報告には、①狭山市協働事業補助金実績報告書、②狭山市協働事業補助金精算書の提出が必要です